

論文の内容の要旨

論文題目 州憲法の現代的意義：ウォーレン・コート後のアメリカにおける人権保障の新しいあり方

氏名 安部 圭介

建国以来、連邦制を採用するアメリカ合衆国では、「二重の立憲主義」、すなわち、憲法の面でも連邦憲法と各州の憲法が存在するという重層的な構造が採られ、人権保障についても、連邦憲法と州憲法がそれぞれ異なった役割を果たしてきた。当初、この両者の関係は、連邦憲法は連邦政府による人権侵害に対する歯止めとして働き、州憲法は州政府による人権侵害に対する歯止めとして機能するというものであったが、20世紀に入って、合衆国最高裁の判例により、連邦憲法の人権規定が第14修正の due process clause (適正過程条項)を通じて次々と州に対して適用されるようになると、州憲法は次第に用いられなくなり、とりわけ連邦裁判所が市民的自由の主張に対して好意的な姿勢を示し、連邦憲法上の人権保障の充実を積極的に図っていた時代には、州憲法のことはほとんど忘れられていた。

このような状況に変化が生じたのは、ウォーレン・コート(1953年－1969年)の幕切れ前後のことであった。1960年代末からの州憲法に対する関心の高まりは、1970年代、バーガ・コート(1969年－1986年)が連邦憲法上の人権の拡張傾向を抑え、特に刑事手続分野で「退却(retreat)」とも考えられる展開を見せる中で顕著なものとなり、1977年、ウォーレン・コートの司法積極主義を体現する存在であったブレナン裁判官が Harvard Law Review に州憲法の活用を促す論文を発表したことにより、決定的な流れとなった。州裁判所が州憲法を活用し、州民の人権に関する「最終判断者」の役割を積極的に引き受けることを促すこの動きは、「新司法連邦主義(new judicial federalism)」と呼ばれ、アメリカ政治の舞台での「連邦の時代」の終焉と時を同じくしており、保守派による「連邦主義」の強調、言い換えれば、州の復権を基調とする潮流に対応しつつも、ウォーレン・コートの時代に築かれた人権保障の成果を確かなものとし、それを可能な限り押し広げようとする試みであった。そこでは、連邦憲法上の人権に「上乘せ」する形で州憲法を通じた人権保障を行うことが主張された。

このような新司法連邦主義が直面した問題の1つは、州裁判所による司法審査の正統性の問題であった。司法審査の正統性に関する議論は、連邦レベルでは、その「民主主義的正統性」、すなわち、非民主的な部門である司法権が立法権や行政権の判断を覆すことの正統性という観点からなされてきたが、州レベルでは、連邦憲法と州憲法に類似した内容の規定がある場合において、対応関係にある連邦憲法の規定を解釈した合衆国最高裁の判例とは違った立場を州最高裁が州憲法について採ることの正統性という観点からなされた。そして、より具体的には、この問題は、州裁判所において連邦憲法上の主張と州憲法上の主張が同時に提出されている場合、どちらの主

張を先に処理すべきかという点に関連していた。この点、各州の判例の立場は、常に合衆国最高裁に追随する「同調アプロウチ」、連邦憲法上の主張を先に処理し、それによって事件が解決されない場合にのみ州憲法を検討するが、州憲法の解釈においても、特に異なった立場を採るべき説得的な理由がない限り合衆国最高裁による連邦憲法の解釈とパラレルな立場を採るものとする「補充アプロウチ」、州憲法上の主張を先に処理し、合衆国最高裁の判例は参照材料にとどめるとする「州憲法優先適用アプロウチ」の3つに分かれた。しかし、もともとアメリカ憲法が人権の「二重の保障」を旨としていること、また、連邦憲法との関係で州による人権侵害が問題になる場合の大部分は第14修正違反であり、州裁判所が州憲法上、州による人権侵害がなかったと判断するまでは第14修正適用の前提条件であるステイト・アクションが完了していないことなどに鑑みれば、州憲法優先適用アプロウチを採ることが合理的であるものと思われる。

ところで、人権保障のために州憲法を用いることが一定程度定着してきたと言われる現在、新司法連邦主義の登場以来の州裁判所判例の展開を振り返れば、そこには、連邦憲法とは異なった州憲法による人権保障の特徴が観察される。本稿は、その中心部分である第4章において「州憲法におけるステイト・アクション」(注参照)の問題を取り上げ、州憲法による人権保障の「上乘せ」と呼ばれる処理が本当に単なる「上乘せ」であると言えるのか、そこでは、別の人権が切り詰められているということはないのか、また、連邦憲法に比べて人権が拡張されている部分があるとするれば、それはどのような理由に基づくものなのかという問題関心から考察を行った。州憲法においては一般にステイト・アクションの要件の働く度合が小さいと言われるが、この点を確認するため、まず、伝統的にステイト・アクションの要件の根拠とされてきたものを「憲法の一般原理」、「相手方当事者の自由」、「権力分立」、「条文の文言」、「起草者意思」、「連邦主義」の6つに分類し、連邦憲法の場合と比較しつつ検討した結果、州レベルでは、「相手方当事者の自由」以外の要因がほとんど働かないことが確認された。そこで、州憲法の下では、「権力分立」や「連邦主義」の考慮がかなり強く働く連邦の場合とは違って、ステイト・アクションの要件を廃し、相手方当事者の自由により一定の配慮を払いつつ私人間の人権保障を押し及ぼすことが可能であるものと考えられた。

アメリカの判例および学説上、この領域の議論の中心を占めてきたのは「私有地における表現の自由」の問題である。そのきっかけとなったのは、合衆国最高裁が1970年代に判例を変更し、ショッピング・センターでの表現活動を連邦憲法上保護しないものとしたことであった。これを受けてカリフォルニア州最高裁は1979年、州憲法を通じてショッピング・センターでの一般市民の表現活動

を保護した。翌年、合衆国最高裁は、これを正統なものと認めた。すなわち、ショッピング・センターでの表現活動に連邦憲法上の保護は及ばないものの、州がこれを保護することは連邦憲法に反するものではないとされたのである。

そこで、本稿は、カリフォルニア州におけるその後 20 年間の下級審判例の展開を追った。その分析を通じて明らかになったことは、(1)カリフォルニア州では、表現の自由の文脈においてステイト・アクションの要件が廃されている、(2)その結果、私有地における表現の自由の問題は、土地所有者の財産権と一般市民の表現の自由の対立の問題と位置づけられ、両者を直接比較衡量することによって事件が処理されている、(3)比較衡量において重要視される要素は、(i)当該私有地の性格、目的、主たる用途、(ii)当該私有地を利用するよう一般市民が誘引されている度合およびその誘引の性格である、(4)私有地における市民の表現活動を保護する際に土地所有者の財産権が制約されることは、司法権を通じた州のポリス・パワァ(州民の一般的福祉の維持、増進を図る権限)の行使として説明されている、(5)土地所有者の財産権に対する制約が大きく、連邦憲法上の「収用(takings)」に当たる場合には、ポリス・パワァを根拠として土地の利用に規制を加えることが許されないため、表現の自由の主張がしりぞけられている、の 5 点であった。この分野でステイト・アクションの要件を完全に廃したのは 50 州中カリフォルニア州のみであるが、要件を緩めるなどの形で近い立場を採った州はかなり見られ、そこでは、カリフォルニア州と同様、ポリス・パワァを軸とした法的構成がなされている。カリフォルニア州の立場は、例外的なあり方と言うよりは、州憲法上の人権保障の可能性を最大限に追求した、理念型的なものとして位置づけられるのである。

以上のことは、現代社会の現実に照らして人権保障を私人間に押し広げることが望まれる場面においては、大型ショッピング・センター所有者などの私人の強大な「事実上の力」を制約する権限が必要となるため、連邦の権限が小さく、州の権限が大きいアメリカの連邦制の下、州の広範な権限がかえって人権保障の射程の広さに結びつくことを示している。この意味で、州のみがポリス・パワァを持っていることは重要である。州憲法上の表現の自由の私人間への拡張は、州がその権限を行使することによって初めて実現したのである。

「結びにかえて」では、社会権の分野を取り上げ、同様のことを別の角度から考察した。アメリカ憲法に社会権の保障がないかのような誤解は今なお根強いが、実際には、連邦憲法に盛り込まれていないというだけのことで、合衆国を構成する 50 州はすべて州憲法に何らかの社会権規定を有し

ている。特に、教育を受ける権利の実現を図ることは一貫して州の所管とされてきた。そして、この分野に関しては、現に州憲法に規定が置かれているということに加え、連邦裁判所と州裁判所の性格の違いがひととき大きな意味を持っている。なぜなら、州裁判所は、(1)本来、広範な権限を持つコモン・ロー裁判所として柔軟な法創造に携ってきた伝統を有しており、(2)各州の実情に応じて機動的、積極的に社会権の実現に当たることができる上、(3)人種別学の解消のように市民の意見が分かちがちな場面では、「よそ者(outsiders)」(Burt Neuborne)と見られることの多い連邦裁判官と違って、地元の裁判官の判断のほうが関係者の理解、協力を得やすいからである。

このように見てくると、ウォーレン・コートからバーガ・コートへの交代を直接のきっかけとして州憲法上の人権保障が重視されるようになったことの根底には、アメリカ憲法の進展に伴って生じた、より深い理由があったことがわかる。政府の不関与を要求する「消極的自由」の保障がウォーレン・コートの下でひと通りなされた後、人権保障を私人間に広げようとするれば、強大な私人の「事実上の力」を制約するための権限が必要とされ、他方、社会権の充実を図る際にも、そのよりどころとなる権限、および、機動的、積極的に権利の実現に当たる裁判所の存在が不可欠であった。州政府自身が人種別の公立学校を運営する「法律上の人種別学」を違憲と宣言した合衆国最高裁のブラウン判決が実際には共学の実現に結びつかず、居住地域の違いに起因する「事実上の人種別学」やそれと表裏一体の関係にある都心の学校区と郊外の学校区との予算格差の問題(是正のためには州政府の積極的な措置を必要とする)が憲法訴訟の主要な争点となるにつれ、州裁判所が大きな役割を担うようになっていったことは、この流れを象徴している。新司法連邦主義と呼ばれる現象は、1950年代から1960年代にかけての連邦憲法の展開を受け、「アメリカ憲法」が州の持つ広範な権限を活用していっそうの人権保障に取り組みはじめたことを示すものだったのである。

(注)もともと「ステイト・アクション」という表現は合衆国憲法第14修正の文言に基礎を置くものである。このため、「州憲法におけるステイト・アクション」という問題の立て方は一見奇異にも感じられるが、判例および学説上、実際にこのような位置づけの下に議論がなされている。